



第154回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月21日(金) 午前10時

開催場所

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
当社会議室

目次

第154回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	22
計算書類	30
監査報告書	38
株主総会参考書類	42
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株式会社 京三製作所

証券コード：6742

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 6742)
2019年5月31日

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1

株式会社 京 三 製 作 所
代表取締役 戸 子 台 努
社長執行役員

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日(木曜日)午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日(金曜日)午前10時

2. 場 所 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第154期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第154期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 監査役の報酬限度額改定の件
第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kyosan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな景気回復基調が続いたものの、各国の政治・通商動向等の影響から不安定かつ不透明な状況で推移いたしました。

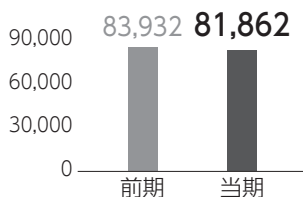
このような事業環境の中、当社グループは当期より3カ年の中期経営計画をスタートし、新たなビジョンの下で全社戦略、事業戦略を推進してまいりました。

受注につきましては、信号システム事業は自動列車制御装置を中心に好調に推移したものの、パワーエレクトロニクス事業は半導体およびフラットパネルディスプレイ（FPD）関連投資の抑制により低調に推移し、全体としては前期を下回りました。売上ににつきましては、信号システム事業は前期に比べて大型案件が少なく、パワーエレクトロニクス事業は産業機器用電源装置の受注減少の影響から、全体としては前期を下回りました。

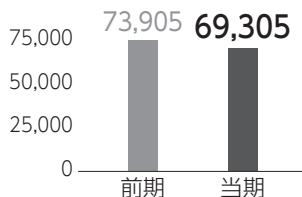
利益面につきましては、売上の減少、例年以上の期末集中による生産コストの上昇などから、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前期を下回りました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高81,862百万円（対前期比2.5%減）、売上高69,305百万円（対前期比6.2%減）、営業利益3,229百万円（対前期比36.3%減）、経常利益3,468百万円（対前期比35.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,305百万円（対前期比37.6%減）となりました。

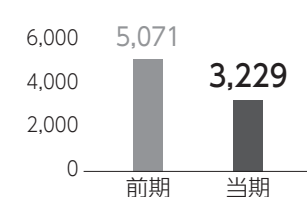
● 受注高 (単位：百万円)



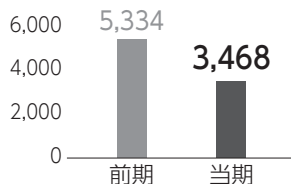
● 売上高 (単位：百万円)



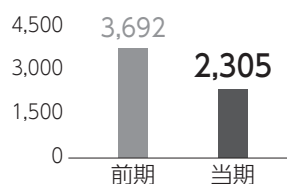
● 営業利益 (単位：百万円)



● 経常利益 (単位：百万円)



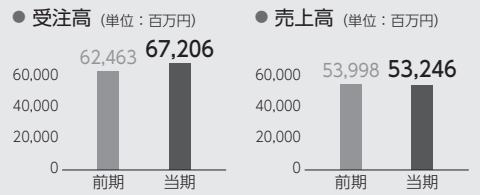
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



事業別の概況

信号システム事業

売上高構成比
76.8%



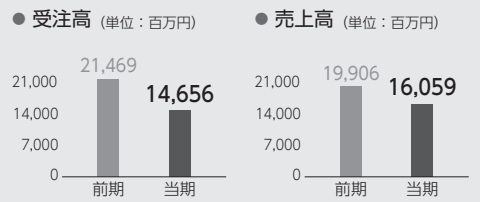
鉄道信号システムでは、受注は鉄道・運輸機構九州新幹線信号システム、東京都交通局三田線 A T C 装置およびホームドア、東京地下鉄日比谷線ホームドア、中国向け電子連動装置用品、台湾在来線信号設備などがあり、前期を上回りました。売上は横浜市交通局ブルーライン信号設備、中国向け電子連動装置用品、インド国鉄電子連動装置などがありましたが、前期を下回りました。

道路交通システムでは、交通信号制御機および交通信号灯器のほか、独自製品の防水型交通信号制御機などの拡販に注力するとともに、海外における高度交通信号システム実証事業の継続によって、受注、売上ともに前期と同水準となりました。

この結果、当事業では受注高67,206百万円(対前期比7.6%増)、売上高53,246百万円(対前期比1.4%減)となりました。

パワーエレクトロニクス事業

売上高構成比
23.2%



受注につきましては、信号通信設備用電源装置は鉄道事業者向けを中心に堅調に推移したものの、産業機器用電源装置は、半導体メモリーおよびモバイル機器向けパネル市場の調整局面から半導体・FPD製造装置への設備投資が抑制されたことにより、前期を大きく下回りました。

売上につきましては、信号通信設備用電源

装置の一部案件が次期以降に繰り延べとなったことと、産業機器用電源装置は、受注の減少が影響したことから、全体としては前期を下回りました。

この結果、当事業では受注高14,656百万円(対前期比31.7%減)、売上高16,059百万円(対前期比19.3%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額はソフトウェアを含め20億1千万円であります。

その主なものは経常的な更新、現在の経済環境に対応する省力化・合理化投資および本社工場生産拠点再構築に伴う投資であります。

(3) 資金調達の状況

増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、グループの中核となる京三製作所の創立100周年(2017年9月)を機に、2018年4月より創業第二世紀に向けて新たなスタートを切りました。10年程度先を見据え、今後3年間に何をすべきか、どこまで進めなければならないかを中期経営計画として纏め、「全社戦略」と「事業戦略」を立案し取り組んでおります。

【全社戦略】

『最適な経営体制』

- ・ 当社のビジネス展開に最も適したコーポレートガバナンス体制を構築し、その体制の下でグループガバナンスの浸透を徹底し、リスク管理をはじめ内部統制の効いたグループ経営を推進する

『品質マネジメントシステムの推進・労働生産性の向上』

- ・ 働き方改革に資する業務の整理・見直しによってグループ全体の業務の有効性を高め、労働生産性向上と高収益体質への転換を図る

『社会に貢献する研究開発』

- ・ イノベーションの転換期と認識し、将来事業の基となるIoT、AIなどを活用した研究開発・製品開発に注力する

『人財力の最大発揮』

- ・ めざす企業像を実現するための適正人財の確保・育成とダイバーシティに対応した人事関連諸制度の高度化を図る

【事業戦略】

『信号システム事業』

- ・ 国内既存顧客・製品におけるシェア拡大
- ・ IoTおよびAI技術活用による新製品開発と保全設備の拡充
- ・ 海外拠点、協業会社、現地パートナー企業との協業による海外事業展開拡大

『パワーエレクトロニクス事業』

- ・ 顧客要求への対応力強化、製品ラインアップの充実によるシェア確保・拡大
- ・ 高機能・新アイテムによる高付加価値製品の開発
- ・ 受注拡大に対応可能なグローバルな視点での生産・調達・品質保証体制確立

しかしながら、中期経営計画の初年度となる当連結会計年度の経営成績につきましては、受注は信号システム事業において鉄道事業者の案件を順調に受注できたことにより好調に推移したものの、パワーエレクトロニクス事業につきましては、世界的な半導体市況の調整局面の影響を大きく受けるとともに、中小型液晶市場の停滞の影響もあり、半導体製造装置向けおよび液晶製造装置向けの各種電源装置の受注は大きく減少し、全体としては前期を下回りました。売上につきましては、パワーエレクトロニクス事業では大幅な受注減少の影響から前期を大きく下回り、信号システム事業につきましても大型案件の売上が前期に比べて少なかったことから、全体として前期を下回りました。利益面では売上減少に伴う利益減少に加え、例年以上に案件が期末に集中したことによる生産工程輻輳に起因する生産コストの上昇などから各利益項目ともに前期を下回りました。この結果、中期経営計画の初年度の目標に到達することはできませんでした。

これらの状況を真摯に受け止め、当社グループは、中期経営計画の2年目の取り組みとして、初年度の課題を改善すべく、各業務プロセスの役割の明確化と関連部署との連携強化によりプロセス管理を徹底することで、中期経営計画の目標達成ならびに創業第二世紀の持続的な成長に向け邁進してまいります。

信号システム事業につきましては、鉄道信号システムにおいて、過去最大となる受注残案件を計画通りに進めるべく、設計・生産業務のプロセス管理を徹底し業務の効率化をさらに進め適正利益を確保するとともに、将来に向けた新しい技術や方式をお客様の要求するタイミングで提供出来るよう取り組んでまいります。道路交通システムでは、国内における厳しい事業環境の下で環境変化に伴う新たなビジネスモデルを模索するとともに、戦略製品と位置づけている自律分散型制御システム「ARTeMIS (アルテミス)」によるグローバル展開を加速してまいります。

パワーエレクトロニクス事業につきましては、半導体需要の変動に柔軟かつ迅速に対応・追従できる体制の構築を進めるとともに、主力製品である高周波電源のグローバル展開を加速すべく、開発力の強化と生産体制の整備を進めて将来の事業拡大に備えてまいります。

事業戦略をサポートする全社戦略の取り組みとして、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の見直しを行うとともに、社外取締役の増員、任意の諮問委員会の新設などにより取締役会の公正性・透明性を高めて、コーポレートガバナンスの更なる高度化に努めてまいります。

また、各業務の整理・見直しによって重複作業・非効率業務の排除、定型業務のアウトソーシング化などを進め、働き方改革を推進しながら、より付加価値の高い業務へシフトしてまいります。

2019年4月から実施した65歳への定年延長により労働力不足を解消し技術・技能継承を確実に行っていくとともに、賃金・人事制度の見直しにより従業員のインセンティブを高め、労働生産性の向上と高収益体質への転換を図ってまいります。

当社は創立100周年を機に掲げた企業ビジョン《KYOSAN VISION》の理念を象徴するコーポレート・スローガン、“Create for the Future”「未来に向かって安全・安心を創造し続ける」を追求するとともに、“めざす企業像「信頼度ナンバーワン KYOSAN」」に向かって全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第151期 (2015.4～2016.3)	第152期 (2016.4～2017.3)	第153期 (2017.4～2018.3)	第154期(当期) (2018.4～2019.3)
受 注 高 (百万円)	58,679	72,823	83,932	81,862
売 上 高 (百万円)	60,261	59,990	73,905	69,305
経 常 利 益 (百万円)	2,043	1,954	5,334	3,468
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,423	926	3,692	2,305
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	22.70	14.77	58.87	36.75
総 資 産 (百万円)	83,392	86,962	95,851	102,856
純 資 産 (百万円)	39,753	40,160	43,791	46,286

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第154期の期首から適用しており、第153期に係る財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の価額等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
京 三 電 設 工 業 株 式 会 社	百万円 50	100 %	信号保安装置の電気工事設計・施工

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

主 要 事 業	主 要 な 製 品	
信号システム事業	＜鉄道信号システム＞ 列車運行管理装置(TTC、PRC等) 列車集中制御装置(CTC等) ダイヤ作成支援装置 列車検知装置、各種軌道回路用品 自動列車制御装置(ATC) 自動列車運転装置(ATO) 自動列車停止装置(ATS) 無線式列車制御(CBTC)システム 情報伝送装置 過走防護装置(ORS) 継電連動装置、電子連動装置 各種シミュレータ装置 設備監視装置 踏切保安装置 転てつ機 LED式信号機 ホームドア 可動ステップ 転落検知装置(マットスイッチ) 列車接近警報表示装置(スレッドライン) ホーム転落注意装置(スペースライト)	＜道路交通システム＞ 交通管理システム 各種交通信号制御機 LED式交通信号灯器 車両用感知器 歩行者用感知器 光ビーコン LED式交通情報板 端末区間無線伝送装置 各種可変標識 パーキング・メーター 音声案内押ボタン箱 信号機用電源付加装置 ＜その他＞ 情報案内装置(案内表示装置、自動放送装置等) バス運行管理システム 斎場表示システム 入退管理装置 標的装置
パワーエレクトロニクス事業	＜産業機器用電源装置＞ デジタル制御高周波電源(RF電源)システム デジタル制御直流コンバータ ＜電力、信号通信設備用電源装置＞ 無停電電源装置(UPS) 直流電源装置	

(8) 主要な事業所

当 社	子 会 社
本社(横浜市鶴見区) <営業所等> 東京事務所(東京都千代田区) 大阪支社(大阪市北区) 札幌支店(札幌市中央区) 仙台支店(仙台市青葉区) 名古屋支店(名古屋市中村区) 広島支店(広島市東区) 四国支店(香川県高松市) 九州支店(福岡市博多区) 台湾支店(台湾) 北京事務所(中国) <工場> 本社工場(横浜市鶴見区) 座間工場(神奈川県座間市)	京三精機株式会社(横浜市鶴見区) 京三電設工業株式会社(東京都大田区) 京三興業株式会社(横浜市鶴見区) 京三エンジニアリングサービス株式会社(横浜市鶴見区) 京三システム株式会社(横浜市鶴見区) 京三パワーサプライ株式会社(大阪府枚方市) 台湾京三股份有限公司(台湾) Kyosan India Private Limited(インド) Kyosan USA Inc.(アメリカ)
	関 連 会 社
	アクテス京三株式会社(神奈川県厚木市) TVM Signalling and Transportation Systems Private Limited(インド) 安徽三聯京三智能科技有限公司(中国)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減(△印減)
1,984 ^名	44 ^名

(注) 上記従業員数には、臨時雇を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	12,853 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,166

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 62,844,251株
 (3) 株主数 6,607名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,089	9.70
京 三 み づ ほ 会	4,117	6.56
京 王 電 鉄 株 式 会 社	3,143	5.00
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3,124	4.97
京 三 製 作 従 業 員 持 株 会	2,817	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,011	3.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,815	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,797	2.86
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,350	2.15
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,007	1.60

- (注) 1. 持株比率は自己株式(99,464株)を控除して算出しております。
 2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から2018年7月3日付で提出された変更報告書により、2018年6月29日現在で同社が2,342,900株(保有割合3.73%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社といたしましては2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
戸子台 努	代表取締役(内部監査室担当) 社長執行役員 CEO・COO	
小野寺 徹	代表取締役 専務執行役員(総務部、経営企画部、 IR・広報部、人事部担当)	
西 川 勉	取締役 取締役会議長	
東 方 久 純	取締役 常務執行役員(パワーエレクトロニクス 事業部長)	
吉 川 節	取締役 常務執行役員(法務部、知的財産部、 経理部、資材部担当)	
西 田 繁 信	取締役 常務執行役員(情報システムセンター、 開発センター、技術・品質管理センター、 生産技術推進部担当)	
兼 次 豊 明	取締役 常務執行役員(信号事業部長)	
藤 本 克 彦	取締役	公認会計士
阪 本 昌 成	取締役	弁護士
渡 邊 弘 一	常勤監査役	
和 田 正 雄	監査役	
大 島 正 寿	監査役	弁護士
坂 下 久 雄	監査役	

- (注) 1. 取締役藤本克彦、阪本昌成の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大島正寿、坂下久雄の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役坂下久雄氏は、長年にわたる金融機関での経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役藤本克彦、取締役阪本昌成、監査役大島正寿、監査役坂下久雄の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所に
 対し、独立役員として届け出ております。

(ご参考)

取締役兼執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	(大阪支社長)	園 田 博
執 行 役 員	(台湾支店長)	杉 田 信 一
執 行 役 員	(交通機器事業部長)	荒 井 正 人
執 行 役 員	(信号事業部副事業部長)	嶺 孝 志
執 行 役 員	(信号事業部副事業部長)	國 澤 良 治
執 行 役 員	(信号事業部副事業部長)	木 村 聡
執 行 役 員	(施設・安全管理部、製品管理部担当兼経営企画部長)	藤 井 達 也
執 行 役 員	(パワーエレクトロニクス事業部副事業部長兼パワーエレクトロニクス事業部管理部長)	大 塚 康 之
執 行 役 員	(総務部長兼法務部長)	玉 木 敏 弥
執 行 役 員	(信号事業部副事業部長兼信号事業部統括技術部長)	村 上 洋 一
執 行 役 員	(海外事業推進部担当兼海外事業推進部長)	清 水 潤

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 303,540千円(うち社外 2名 18,000千円)

監査役 4名 45,600千円(うち社外 2名 15,600千円)

- (注) 1. 上記の取締役報酬等の額は、当事業年度に係る賞与の支給予定額31,140千円を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において、年額540百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、1986年7月23日開催の第121回定時株主総会において、月額4百万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

氏 名	主 な 活 動 状 況	
1. 社外取締役		
藤 本 克 彦	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(14回/14回) 当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
阪 本 昌 成	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(14回/14回) 当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、主に大学院教授として培われた高度な知識や、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
2. 社外監査役		
大 島 正 寿	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(14回/14回) 監査役会 100%(26回/26回) 当事業年度の取締役会14回のすべて、監査役会26回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
坂 下 久 雄	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(14回/14回) 監査役会 100%(26回/26回) 当事業年度の取締役会14回のすべて、監査役会26回のすべてに出席し、主に金融機関勤務で培われた財務知識や、企業経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

55百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目・内容、監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務は委託していません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、2015年5月8日に決議した「会計監査人の選・解任および再任・不再任の決定方針」に従い、相当性判断基準事項に照らして確認を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、2018年12月14日開催の取締役会において一部改定を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に対する勧告、助言など必要な措置を講じる。
- ② 当社および子会社の全役職員は、企業目的追求にあたり遵守すべき規範を具体的に定めた「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を実践するとともに、法令・定款の遵守および企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」を遵守する。
- ③ 法務部担当役員は、当社および子会社の全役職員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知徹底を図る。
- ④ 法務部は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社および子会社の全役職員を対象とするコンプライアンス教育を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議し、委員長の判断により、コンプライアンス責任者(社長執行役員)に報告するとともに取締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ 法務部は、当社および子会社の全役職員を対象とするコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)の周知および利用促進を図る。
- ⑦ 当社および子会社の全役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」「文書管理規程」その他の関連規程、規則を定め、適正な情報管理の体制を構築、運用する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理する。
- ② 当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行う。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を置く。これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行う。

(4) 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- ② 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行う。

(5) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努める。
- ② 経営企画部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認する。
- ③ 内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況の評価を実施する。
- ④ 当社は、当社および子会社共通の相談窓口としてコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、運用する。
- ⑤ 当社は、上記④の相談・通報をした者に対し、規程に基づき当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置する。また、当該監査役スタッフの選任、解任に関しては監査役の同意を得る。
- ② 当社は、専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図る。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社および子会社の全役職員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告する。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる使用人からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告する。
- ② 当社は、上記①の報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。
- ③ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室および法務部等と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求める。
- ② 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて外部専門家を利用することができる。
- ③ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

なお、当社は、コンプライアンス委員会を2018年10月にリスク管理委員会の管理下から独立させ、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づいたコンプライアンス・リスク管理体制を構築しており、コンプライアンス責任者(社長執行役員)が当社および子会社のコンプライアンス・リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の全役職員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知を継続しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の見直しを実施し、当社および子会社に対しその周知とコンプライアンス教育を実施しております。
- ③ 当社および子会社共通の相談窓口であるコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、周知および利用促進を継続しております。また、「コンプライアンス相談・通報窓口規程」において、相談者が不利益を受けない旨を規定しております。
- ④ 当社は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議するとともに実効性ある運用を強化するためコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、その傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を設けております。

(3) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会規程」に基づき取締役会を開催し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するよう徹底しております。
- ② 取締役の職務執行に係る文書および情報は、法令および規程に基づき適切に管理しております。また、法改正などを踏まえ、情報管理の強化を図っております。

(4) 当社および子会社の管理体制

- ① 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。
- ② 当社は、経営方針の示達、年度経営計画の策定などのため、定期的に子会社との連携会議を開催しております。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。
- ④ 当社は、当社取締役および子会社の取締役等に対して、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報管理、インサイダー取引防止および財務報告に係る内部統制に関する説明・教育を実施しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、社外取締役、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。
- ② 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室および法務部等と定期的に情報交換を行い、密接に連携しております。
- ③ 当社は、監査役の求めに応じて、独立性が確保された監査役スタッフを設置しております。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、「企業行動基本規程」の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、当社および子会社の役職員に周知徹底しております。また、当社および子会社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

京三製作所は1917年、大正6年9月3日の創立以来、100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であります。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

(2) 具体的取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創立100周年を機に、《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、基本方針に基づいて買収防衛策を導入しており、大量買付ルールが遵守されなかった場合や、大量買付ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値や、当社株主共同の利益を著しく損なう場合には、独立委員会(大量買付ルールに則った手続の進行に関する客観性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織としての社外有識者で構成する委員会)の検討・勧告を受け、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める措置をとることがあります。

大量買付ルールの概要は次のとおりです。

「買付説明書」および「必要情報」の提出

大量買付者が大量買付を行おうとする場合には、当社宛に大量買付ルールに沿った当社が要求する「買付説明書」および「必要情報」を日本語で提出していただくこととします。

大量買付情報の検討とその開示

大量買付者が現れた事実、大量買付者等から買付説明書および必要情報等が提出された場合には、独立委員会はその内容を検討し不十分であると判断した場合には追加的に情報を提供することを求めます。その内容が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会による検討作業等

独立委員会は、大量買付情報を受領した後、原則として60日間が経過するまでに、買付等の内容検討と取締役会の事業計画等に関する比較検討および取締役会の提供する代替案の検討等を行います。独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付者等と協議・交渉を行い、または取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行います。

独立委員会による勧告等および取締役会の決議

独立委員会は当該買付者からの提出情報および取締役会からの代替案等を検討した結果、買収防衛策の発動または不発動または延期の勧告を取締役会に行います。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決議します。

なお、当社買収防衛策につきましては、ホームページ上で開示しております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載いたしました《KYOSAN VISION》および中期経営計画につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として作成されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記(2)②に記載いたしました買収防衛策につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続することとしたものであり、当社の基本方針に沿うものです。この買収防衛策は、株主総会決議による株主意思に基づくものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会の設置とその判断を重視すること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資する合理性の高いものであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	68,201	流 動 負 債	41,114
現金及び預金	5,616	支払手形及び買掛金	11,651
受取手形及び売掛金	32,627	電子記録債務	4,518
製 品	2,960	短 期 借 入 金	15,000
半 製 品	5,084	一年内返済予定の長期借入金	1,429
仕 掛 品	20,519	未 払 法 人 税 等	1,090
原材料及び貯蔵品	330	役員賞与引当金	111
そ の 他	1,072	受注損失引当金	464
貸倒引当金	△10	環境対策引当金	100
		そ の 他	6,748
固 定 資 産	34,655	固 定 負 債	15,455
有形固定資産	14,059	長期借入金	11,427
建物及び構築物	9,426	退職給付に係る負債	3,351
機械装置及び運搬具	541	資産除去債務	138
工具、器具及び備品	1,257	繰延税金負債	158
土 地	2,539	そ の 他	378
リース資産	87		
建設仮勘定	207	負債合計	56,569
無形固定資産	1,421	株 主 資 本	39,393
投資その他の資産	19,173	資 本 金	6,270
投資有価証券	17,311	資 本 剰 余 金	4,625
繰延税金資産	97	利 益 剰 余 金	28,542
退職給付に係る資産	466	自 己 株 式	△44
そ の 他	1,319	その他の包括利益累計額	6,893
貸倒引当金	△20	その他有価証券評価差額金	7,156
		為替換算調整勘定	△145
		退職給付に係る調整累計額	△117
資産合計	102,856	純資産合計	46,286
		負債純資産合計	102,856

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	69,305
売上原価	54,067
売上総利益	15,238
販売費及び一般管理費	12,008
営業利益	3,229
営業外収益	539
受取配当金	237
受取保険金	137
持分法による投資利益	23
為替差益	25
その他	115
営業外費用	300
支払利息	134
資金調達費用	101
その他	64
経常利益	3,468
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	197
固定資産除売却損	96
環境対策引当金繰入額	100
税金等調整前当期純利益	3,272
法人税、住民税及び事業税	1,209
法人税等調整額	△241
当期純利益	2,305
親会社株主に帰属する当期純利益	2,305

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	27,053	△44	37,904
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△815		△815
親会社株主に帰属する当期純利益			2,305		2,305
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,489	△0	1,489
当 期 末 残 高	6,270	4,625	28,542	△44	39,393

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	6,099	△111	△101	5,887	43,791
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△815
親会社株主に帰属する当期純利益					2,305
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,056	△33	△16	1,006	1,006
当 期 変 動 額 合 計	1,056	△33	△16	1,006	2,495
当 期 末 残 高	7,156	△145	△117	6,893	46,286

〔連結注記表〕

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

京三電設工業株式会社

当社の連結子会社でありました京三金属工業株式会社は、2018年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司は、総資産・売上高・当期純損益および利益剰余金等からみても小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司および関連会社である株式会社アルファエンジニアリングは、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、これらの会社の投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社は、親会社と同じ決算日であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

主として当社および国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法または定率法によっております。

建物(建物付属設備は除く)

a.1998年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.1998年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a.2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.2016年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

その他 2～20年

- (ロ)無形固定資産(リース資産を除く)……定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準

- (イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (ロ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。

- (ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

- (二)環境対策引当金

土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

- ⑤ 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の処理

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。

- ⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産

投資有価証券	4,709百万円
計	4,709百万円

担保資産に対応する債務

短期借入金	2,167百万円
一年内返済予定の長期借入金	702百万円
長期借入金	1,234百万円
計	4,104百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,563百万円

- (3) 期末日満期手形およびファクタリング対象の買掛金は期末日に決済が行われたものとして処理しており、その額は以下のとおりであります。

受取手形	200百万円
支払手形	496百万円
電子記録債務	708百万円
買掛金	721百万円

- (4) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	12,000百万円
借入未実行残高	12,000百万円
差引額	－百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 62,844,251株
- (2) 配当に関する事項
(イ)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	501	8.0	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月9日 取 締 役 会	普通株式	313	5.0	2018年9月30日	2018年12月4日
計		815			

(ロ)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月21日 定 時 株 主 総 会	普通株式	627	10.0	2019年3月31日	2019年6月24日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達をしております。
受取手形及び売掛金については、主な得意先が鉄道事業者および官公庁であるため信用リスクが僅少であります。また、新規得意先について、信用調査を行いリスクの低減をはかっております。
投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
2019年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	5,616	5,616	－
(2) 受取手形及び売掛金	32,627	32,627	－
(3) 投資有価証券	16,184	16,184	－
(4) 支払手形及び買掛金	(11,651)	(11,651)	－
(5) 電子記録債務	(4,518)	(4,518)	－
(6) 短期借入金	(15,000)	(15,000)	－
(7) 一年内返済予定の長期借入金	(1,429)	(1,503)	74
(8) 長期借入金	(11,427)	(11,424)	△3
(9) デリバティブ取引	－	－	－

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項およびデリバティブ取引

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、ならびに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 一年内返済予定の長期借入金、ならびに(8)長期借入金

これらは、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の長期借入金で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

（注2）非上場株式(連結貸借対照表計上額1,126百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 738円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円75銭 |

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

資産の部	
科目	金額
百万円	
流動資産	63,064
現金預金	4,362
受取手形	1,354
売掛金	26,613
製成品	2,907
半製品	5,084
仕掛品	19,686
原材料及び貯蔵品	135
未収入金	405
前払費用	53
短期貸付金	2,387
その他の貸倒引当金	84
貸倒引当金	△10
固定資産	32,029
有形固定資産	11,756
建物	8,333
構築物	209
機械及び装置	408
車両及び運搬具	18
工具、器具及び備品	1,132
土地	1,428
リース資産	33
建設仮勘定	192
無形固定資産	1,261
借地権	88
ソフトウェア	1,142
その他の無形固定資産	29
投資その他の資産	19,011
投資有価証券	16,207
関係会社株式	1,586
長期貸付金	220
その他の貸倒引当金	1,007
貸倒引当金	△9
資産合計	95,094

負債及び純資産の部	
科目	金額
百万円	
流動負債	39,930
支払手形	836
電子記録債権	4,309
買掛金	9,985
短期借入金	16,809
一年内返済予定の長期借入金	1,429
リース負債	9
未払消費税等	513
未払消費税等	87
未払法人税等	2,063
未払法人税等	742
前受引当金	2,316
役員賞与引当金	60
受注損失引当金	464
環境対策引当金	100
預りの引当金	151
その他の流動負債	50
固定負債	15,054
長期借入金	11,427
リース負債	30
退職給付引当金	3,150
資産除却負債	117
繰延税金負債	34
その他の固定負債	293
負債合計	54,984
株主資本	33,172
資本金	6,270
資本剰余金	4,625
資本準備金	4,625
利益剰余金	22,310
利益準備金	1,104
その他利益剰余金	21,205
別途積立金	10,500
繰越利益剰余金	10,705
自己株式	△33
評価・換算差額等	6,938
その他有価証券評価差額金	6,938
純資産合計	40,110
負債純資産合計	95,094

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会
参考書類

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	61,469
売上原価	49,565
売上総利益	11,903
販売費及び一般管理費	10,056
営業利益	1,847
営業外収益	934
受取配当金	629
受取保険金	109
固定資産賃貸料	112
為替差益	12
その他	70
営業外費用	326
支払利息	147
固定資産賃貸費用	33
資金調達費用	101
その他	43
経常利益	2,456
特別利益	185
固定資産売却益	1
抱合せ株式消滅差益	184
特別損失	194
固定資産除売却損	94
環境対策引当金繰入額	100
税引前当期純利益	2,447
法人税、住民税及び事業税	836
法人税等調整額	△313
当期純利益	1,924

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	4,625
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－
当 期 末 残 高	6,270	4,625	4,625

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
		別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,104	10,500	9,596	21,201	△33	32,063
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△815	△815		△815
当 期 純 利 益			1,924	1,924		1,924
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,108	1,108	△0	1,108
当 期 末 残 高	1,104	10,500	10,705	22,310	△33	33,172

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5,929	5,929	37,993
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△815
当 期 純 利 益			1,924
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,008	1,008	1,008
当 期 変 動 額 合 計	1,008	1,008	2,117
当 期 末 残 高	6,938	6,938	40,110

【個別注記表】

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物付属設備は除く)

a.1998年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.1998年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a.2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.2016年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～50年

機械及び装置……………8年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(ハ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(二)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

(ホ)環境対策引当金

土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) ヘッジ会計の処理

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産	
投資有価証券	4,709百万円
計	4,709百万円
担保資産に対応する債務	
短期借入金	2,167百万円
一年内返済予定の長期借入金	702百万円
長期借入金	1,234百万円
計	4,104百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,009百万円

(3) 期末日満期手形およびファクタリング対象の買掛金は期末日に決済が行われたものとして処理しており、その額は以下のとおりであります。

受取手形	200百万円
支払手形	411百万円
電子記録債務	664百万円
買掛金	721百万円

(4) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	12,000百万円
借入実行残高	12,000百万円
差引額	－百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	2,582百万円
長期金銭債権	220百万円
短期金銭債務	4,078百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	480百万円
仕入高	14,234百万円
営業取引以外の取引による取引高	530百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数
普通株式 99,464株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、
その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	京三電設工業株式会社	所有 直接 100.0%	信号保安装置の 電気工事設計・ 施工委託等 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	—	短期貸付金	2,250
				利息の受取 (注 2)	9		
子会社	京三精機株式会社	所有 直接 100.0%	信号保安装置お よび電気機器加 工委託等 役員の兼任	資金の借入 (注 1)	—	短期借入金	976
				利息の支払 (注 2)	6		

(注) 1. 当社はキャッシュ・マネジメント・サービス（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを表示しております。
2. 利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 639円27銭
(2) 1株当たり当期純利益 30円67銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 片岡 久 依 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細野 和 寿 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤野 竜 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京三製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京三製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会
参考書類

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和 寿 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤野 竜 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京三製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、監査業務分担、監査方法の概要)に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、本社の取締役及び統括部署や子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社京三製作所 監査役会

常勤監査役 渡 邊 弘 一 ㊟

監 査 役 和 田 正 雄 ㊟

社外監査役 大 島 正 寿 ㊟

社外監査役 坂 下 久 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

配当金につきましては、当期の連結業績、将来に向けた必要な研究開発・設備投資などを総合的に勘案し、中長期的な利益水準に応じた安定的な利益配分としております。

当期の連結業績は、当初の業績予想を下回ることとなりましたが、中期経営計画の基本的な考え方に変更はなく、当期の期末配当金につきましては、2018年10月19日に「2019年3月期 配当予想について」で開示したとおり、1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより1株当たりの年間配当金は、すでに実施済みの中間配当金5円とあわせて15円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金10円 総額 627,447,870円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者(8名)

候補者番号

1

とこだい
戸子台

つとむ

努

(1951年1月21日生)

再任

■所有する当社株式の数 305,700株



■略歴および重要な兼職の状況

1974年 8 月	当社入社	2010年 4 月	当社主席常務執行役員 当社企画・管理部門統括
2003年 4 月	当社半導体機器(現パワーエレクトロニクス事業部)生産管理部長	2012年 4 月	当社代表取締役社長 当社ＣＯＯ(現任)
2006年 4 月	当社執行役員 当社半導体機器事業部長(現パワーエレクトロニクス事業部長)	2015年 4 月	当社社長執行役員(現任)
2006年 6 月	当社取締役	2015年 6 月	当社代表取締役(現任)
2009年 4 月	当社常務執行役員 当社企画・管理部門副統括	2018年 4 月	当社ＣＥＯ(現任)

■当社における地位および担当

代表取締役(内部監査室担当) 社長執行役員 ＣＥＯ・ＣＯＯ

■取締役候補者とした理由

戸子台努氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)等の業務経験を経て、2006年に当社取締役に就任、2012年には代表取締役に就任し、ＣＥＯとして当社グループの経営を牽引しております。経営に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

おの であら
小野寺

とおる

徹 (1955年6月28日生)

再任

■所有する当社株式の数 162,900株



■略歴および重要な兼職の状況

1979年 5 月 当社入社
2000年 10月 当社半導体機器(現パワーエレクトロニクス事業部)管理部長
2007年 4 月 当社執行役員
当社総務部長
2009年 4 月 当社人事部長

2012年 4 月 当社常務執行役員
2012年 6 月 当社取締役
2015年 4 月 当社専務執行役員(現任)
2018年 6 月 当社代表取締役(現任)
2019年 4 月 当社グループ統括(現任)

■当社における地位および担当

代表取締役専務執行役員 (グループ統括)

■取締役候補者とした理由

小野寺徹氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)、総務部、人事部等の業務経験を経て2012年に当社取締役役に就任、2018年には代表取締役役に就任しております。経営企画部、ＩＲ・広報部等の担当経験を有し、管理部門、事業部門等に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

とう ほう
東方

ひさ ずみ

久純 (1956年2月27日生)

再任

■所有する当社株式の数 143,600株



■略歴および重要な兼職の状況

2003年 3 月 日本生命保険㈱財務第二部長
2007年 3 月 同社本店財務第一部長兼九州財務部長
2008年 6 月 当社取締役(現任)

2008年 7 月 当社執行役員
2010年 4 月 当社常務執行役員(現任)
2015年 4 月 当社半導体機器事業部長(現パワーエレクトロニクス事業部長)
(現任)

■当社における地位および担当

取締役常務執行役員 (パワーエレクトロニクス事業部長)

■取締役候補者とした理由

東方久純氏は、日本生命保険(相)在籍時に培った豊富な経験と知見を有しております。2008年に当社取締役役に就任し、経営企画部等を担当し、現在はパワーエレクトロニクス事業部長として事業部を牽引しております。管理部門、事業部門等に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

よし かわ

吉川

たかし

節

(1954年11月20日生)

再任

■所有する当社株式の数 129,500株



■略歴および重要な兼職の状況

2005年 6 月 (株)横浜銀行執行役員相模原駅前
支店長兼東北ブロック営業本部
長
2007年 4 月 同行執行役員川崎支店長兼川崎・
京浜ブロック営業本部長

2008年 6 月 同行取締役執行役員
2009年 4 月 同行取締役
2009年 6 月 当社取締役(現任)
2009年 7 月 当社執行役員
2010年 4 月 当社常務執行役員(現任)

■当社における地位および担当

取締役常務執行役員 (法務部、経理部、資材部担当)

■取締役候補者とした理由

吉川節氏は、(株)横浜銀行在籍時に培った豊富な経験と知見を有しております。2009年に当社取締役に就任し、経理部、資材部等を担当しております。管理部門、事業部門等に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

くに さわ

國澤

りょう じ

良治

(1961年12月5日生)

新任

■所有する当社株式の数 50,700株



■略歴および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
2011年10月 当社信号第4技術部長
2014年 4 月 当社執行役員

2019年 4 月 当社常務執行役員(現任)
当社信号事業部長(現任)

■当社における地位および担当

常務執行役員 (信号事業部長)

■取締役候補者とした理由

國澤良治氏は、主に信号事業部等の業務経験を有しており、現在は信号事業部長として事業部を牽引しております。事業部門等に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、新たに取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

ふじもと

藤本

かつ ひこ

克彦

(1944年7月30日生)

社外

独立

再任

所有する当社株式の数

0株



略歴および重要な兼職の状況

1968年 3 月 公認会計士藤井博事務所入所
 1969年 7 月 監査法人千代田事務所入所
 1974年 4 月 監査法人千代田事務所(その後合併により中央新光監査法人と名称変更)社員(パートナー)
 1989年 3 月 中央新光監査法人(その後みずず監査法人と名称変更)代表社員

2006年 9 月 みずず監査法人退職
 2008年 6 月 当社取締役(現任)
 2008年 8 月 公認会計士藤本克彦事務所代表(現任)

■ 当社における地位および担当
 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

藤本克彦氏は、公認会計士として監査法人の代表社員等を経て、2008年、当社社外取締役に就任しております。同氏は独立役員であり、長年にわたり公認会計士として培われた専門的な知識および経験に鑑み、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。

候補者番号

7

すみ たに

墨谷

ひろ し

裕史

(1950年1月19日生)

社外

独立

新任

所有する当社株式の数

0株



略歴および重要な兼職の状況

1974年 4 月 東京部品工業(株)(現(株)T B K)入社
 2001年 7 月 同社財務部長
 2003年 6 月 同社取締役経営企画部長
 2006年 6 月 (株)T B K 上席執行役員財務部長

2007年 6 月 同社代表取締役社長
 2014年 4 月 同社代表取締役会長
 2015年 6 月 同社相談役
 2016年 6 月 同社顧問(現任)

■ 当社における地位および担当

■ 社外取締役候補者とした理由

墨谷裕史氏は、(株)T B K 在籍時に培った豊富な経験と、企業経営者としての経験に基づく広い知見を有しております。取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。当社は、墨谷裕史氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

8

きた むら み ほ こ

北村美穂子 (1971年6月3日生)

※北村美穂子氏の戸籍上の氏名は手島美穂子であります。

社外

独立

新任

■所有する当社株式の数

0株



■略歴および重要な兼職の状況

1997年10月 司法試験合格
2000年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
マリタックス法律事務所入所
2011年 3月 ニューヨーク州弁護士登録

2012年 4月 東京簡易裁判所調停委員(現任)
2014年 6月 司法試験審査委員(行政法)
2015年 3月 阪本・手島・北村法律会計事務所
弁護士(現任)

■当社における地位および担当

—

■社外取締役候補者とした理由

北村美穂子氏は、弁護士等として培われた法律の専門家としての高度な知識とグローバルな視点にたった広い知見を有しております。取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。当社は、北村美穂子氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 藤本克彦、墨谷裕史、北村美穂子の3氏は社外取締役候補者であります。

3. 藤本克彦、墨谷裕史、北村美穂子の3氏が取締役役に選任された場合、当社は3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者(4名)

候補者番号

1

かの
菅野

つとむ

勉 (1949年12月2日生)

新任

■所有する当社株式の数 104,800株



■略歴および重要な兼職の状況

1972年 4月 当社入社
1996年 4月 当社交通営業企画部長
2004年 6月 当社執行役員

2015年 4月 京三精機㈱代表取締役社長
2019年 5月 同社監査役(現任)

■当社における地位

—

■監査役候補者とした理由

菅野勉氏は、事業部門等に関する豊富な知識や子会社経営者としての経験に基づく知見を有しており、その知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

うえだ
上田

じょういち

成一 (1956年10月13日生)

新任

■所有する当社株式の数 1,000株



■略歴および重要な兼職の状況

1980年 5月 当社入社
2003年10月 当社コンプライアンス室長
2004年 6月 当社総務部長

2008年 4月 当社内部監査室長
2014年 4月 当社法務部長
2016年12月 当社囑託(現任)

■当社における地位

囑託

■監査役候補者とした理由

上田成一氏は、内部監査室、総務部、法務部等の業務経験を有しており、その経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。

候補者番号

3

にし むら

西村

ふみ お

文男

(1957年10月15日生)

社 外

独 立

新 任

■所有する当社株式の数

0株



■略歴および重要な兼職の状況

2001年 3 月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)田町支店長

2001年 5 月 同行碑文谷支社長

2010年 5 月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)本部審議役

2010年 6 月 エムエスティ保険サービス(株)常務執行役員

2013年 6 月 日本カーバイド工業(株)常務取締役

2016年 6 月 同社代表取締役専務執行役員

2018年 6 月 同社顧問(2019年6月28日退任予定)

2019年 6 月 SMK(株)社外監査役(就任予定)

■当社における地位

—

■社外監査役候補者とした理由

西村文男氏は、長年にわたる金融機関勤務により培われた財務知識や、企業経営者としての経験に基づく広い知見を有しております。経営全般の監視と有効な助言を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者いたしました。当社は、西村文男氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

4

えの もと

榎本ゆき乃

の

(1971年4月19日生)

社 外

独 立

新 任

■所有する当社株式の数

0株



■略歴および重要な兼職の状況

1997年10月 司法試験合格

2000年 4 月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会))

横浜総合法律事務所入所

2007年 4 月 同事務所パートナー(現任)

■当社における地位

—

■社外監査役候補者とした理由

榎本ゆき乃氏は、弁護士として培われた法律の専門家としての高度な知識と高い見識を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者いたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。当社は、榎本ゆき乃氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 西村文男、榎本ゆき乃の両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 菅野勉、上田成一、西村文男、榎本ゆき乃の4氏が監査役に選任された場合、当社は4氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額いたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	当社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
こんのあきお 紺野晃男 (1979年9月6日生) 社 外 独 立	—	2006年 9 月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)) 横浜総合法律事務所入所 2014年 1 月 R & G横浜法律事務所(パートナー) 2015年 7 月 横浜ステーション法律事務所代表 (現任)	0株

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

紺野晃男氏は、弁護士として培われた法律の専門家としての高度な知識と高い見識を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 紺野晃男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 監査役の報酬限度額改定の件

監査役の報酬限度額は、1986年7月23日開催の第121回定時株主総会において、月額4百万円以内とご承認いただき今日に至っております。また、監査役報酬は、役割の重要性、活動頻度などを考慮して、2017年4月に社外監査役を中心に限度額内で増額いたしました。現時点では株主総会でご承認いただいた月額4百万円の範囲に収まっておりますが、今後のガバナンスのあり方、監査業務の変化などを想定し、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更、年額72百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

監査役の数には会社法で3名以上、そのうち半数以上が社外と規定されており、また定款で4名以内と定めておりますが、2020年3月期につきましては第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外監査役2名）となります。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

2016年6月24日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て継続いたしました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「旧プラン」といいます。)の有効期間は、2019年6月21日開催予定の第154回定時株主総会の終結の時までとされております。当社は期間満了に先立ち、旧プラン継続後の法令改正や買収防衛策に関する世間動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の視点から対応策について検討してまいりました結果、2019年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認を得ることを前提として、旧プランに必要な修正を加えたうえで以下のとおり継続(以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。)することを決議いたしました。

なお、本プランの内容につきましては、当社独立委員会の委員全員の承認を得ております。

つきましては、株主の皆様を買収防衛策(本プラン)継続のご承認をお願いするものであります。

第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、以来100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。

これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は、創立100周年を機に、《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワンKYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

第2 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって導入したものです。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、主力とする「鉄道や道路交通の信号システム事業」に代表されるとおり、当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に依って、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式¹に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様¹に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は本プランを継続することを決議いたしました。なお、本プラン継続時点において当社に対し大量買付が行われ、または行われるおそれがあるという事実は認識しておりません。

¹ 当社の大株主の状況につきましては、別紙3をご参照ください。

第3 本プランの内容

1. 本プランの概要

(1)本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます。))が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。))に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております(第3の2.「本プランの発動に係る手続」参照)。

(2)新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合(その要件の詳細は、第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」参照)には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は、第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。))を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定)により割当てます。

(3)取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(その概要は別紙1参照)に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、有識者のいずれかに該当する者により構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランに係る独立委員会の委員は別紙2のとおりです(独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等は別紙1参照)。

(4)本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

2. 本プランの発動に係る手続

(1)対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2)買付者等に対する情報提供の要求

(1)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ(共同保有者⁹、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 買付等の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めのない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)

ただし、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

- ④ 買付等の資金の裏付け(実質的提供者を含む資金計画の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社および当社グループの経営方針(当社の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業についての方針を含む)、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、第3の2.(4)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(3)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限(原則として60日を上限とします。)を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。)、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および当社取締役会(上記①の要求をした場合)から必要な情報等を受領した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下「独立委員会検討期間」といいます。)。ただし、独立委員会が、独立委員会検討期間満了までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(ただし、原則として30日間を上限とするものとし、)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その理由および期間をすみやかに適時開示するとともに、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとし、ます。

また、独立委員会が追加的に情報等の提出を求めた場合の期間は、当該情報等の提出を受けた時から起算することとします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または取締役会を通じて間接的に、当該買付者等と協議・交渉を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとし
ます。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるもの
とします。

買付者等は、独立委員会が、直接または取締役会を通じて間接的に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとし
ます。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報
その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時
点で情報開示を行います。

(4)独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告
等を行うものとし
ます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して第3の2. (4)①および②に定め
る勧告その他の決議をした場合およびその他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、
当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後すみやかに情報開示を
行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合およびその他買付
者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が第3の3. 「本新株予約権の無償割
当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相
当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締
役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のい
ずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(第3の4. 「本新株予約権の無償割
当ての概要」(6)において定義されます。)までの間、(無償割当ての効力発生時まで)本新株予約
権の無償割当ての中止、または(無償割当ての効力発生後は)本新株予約権を無償にて取得する旨
の新たな勧告を行うことができるものとし
ます。

(a)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(b)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が第3の3.
「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当し
ても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(5)取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をすみやかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、この決議を行った場合すみやかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

3. 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(5)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(4)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かにつきましては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 買付者等が、客観的な資料に基づき次に掲げる行為等を行うものと合理的に推測できる場合
 - (a)株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b)当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者等に移譲させる目的で行われる買付や、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (e)その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害する行為
- ③ 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - ④ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
 - ⑤ 買付等の条件(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、本プラン「第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて」および「第2 本プランの目的」に記載する当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
 - ⑥ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を著しく毀損することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響をもたらすおそれがある買付等である場合

4. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1)新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(2)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(3)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹⁰の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本取締役会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

(5)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(6)本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

ただし、次の(9)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

(7)本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹¹、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹²、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)から(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または、(vi)上記(i)から(v)に該当する者の関連者¹³(以下、(i)から(vi)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができる他、非居住者の有する本新株予約権も、次の(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(8)本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

¹² 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

5. 本プランの継続手続

本プランの継続につきましては、2019年6月21日開催予定の当社定時株主総会における当社定款に基づく本プランのご承認を前提として、2019年5月10日開催の当社取締役会において決議いたしました。

6. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、株主総会でのご承認を前提に、2019年6月21日から2022年6月開催予定の定時株主総会の終結時までといたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止の事実および変更等の事実とその他の事項について、情報開示をすみやかに行います。

第4 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、第3の5.「本プランの継続手続」に記載したとおり、当社定款に基づき定時株主総会において本プランについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。また、第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間を2022年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社株主総会決議または取締役会決議によって本プランを廃止することが可能であり、さらに、当社取締役の任期は1年であり、期差選任や解任制限等を採用していないため、株主の皆様の意思を反映しやすい仕組みとなっておりますので、本プランは当社株主の意思に基づくものとなっております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、第3の2.「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を著しく毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要につきましては株主の皆様情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています(独立委員会の委員選任基準、決議要件、決議事項等は別紙1参照。独立委員会の委員は別紙2参照)。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、第3の2.(4)「独立委員会による勧告等の手続」および第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名して株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

第5 株主の皆様等への影響

1. 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後の権利落日以降、第3の4.(9)「当社による本新株予約権の取得」に記載しているとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値に希釈化を生じることを前提にして売買を行った場合、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当て対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申し込み手続等は不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることになります。

(3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付いたします。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

この他、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランで引用する法令の規定は、2019年3月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃等により各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃等の主旨を考慮のうえ、各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、(3)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。
ここでいう有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは法律学を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。
なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・以上に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本プランの修正または変更の承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他、独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または取締役会を通じて間接的に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。ただし、委員に事故ある時その他やむを得ない事由がある時は、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

独立委員会委員略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の 4 名です。

久留島 隆(くるしま たかし)

【略歴】

1943年生まれ

1972年 4 月 広島商科大学(現広島修道大学)商学部専任講師

1974年 4 月 同大学助教授

1975年 4 月 横浜国立大学経営学部助教授

1987年 4 月 同大学教授

1989年 4 月 同大学大学院教授

1997年 4 月 同大学大学院国際経済法学研究科長

1999年 4 月 同大学大学院教授(国際社会科学研究科)

2009年 4 月 同大学名誉教授(現任)

阪本 昌成(さかもと まさなり)

【略歴】

1945年生まれ

1973年 4 月 広島大学政経学部講師

1977年 4 月 同大学助教授

1984年 1 月 同大学法学部教授

2001年 4 月 同大学法学部長

2004年 7 月 九州大学大学院法学研究院教授

2008年 4 月 立教大学法学部教授

2010年 6 月 当社取締役(2019年6月21日退任予定)

2011年 4 月 近畿大学大学院法務研究科教授

2015年 3 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

阪本・手島・北村法律会計事務所弁護士(現任)

藤本 克彦(ふじもと かつひこ)

【略歴】

1944年生まれ

1968年 3 月 公認会計士藤井博事務所入所

1969年 7 月 監査法人千代田事務所入所

1974年 4 月 監査法人千代田事務所(その後合併により中央新光監査法人と名称変更)社員(パートナー)

1989年 3 月 中央新光監査法人(その後みず監査法人と名称変更)代表社員

2006年 9 月 みず監査法人退職

2008年 6 月 当社取締役(現任)

2008年 8 月 公認会計士藤本克彦事務所代表(現任)

鈴木 千佳子(すずき ちかこ)

【略歴】

1960年生まれ

1989年 4 月 慶應義塾大学法学部専任講師

1993年 4 月 同大学助教授

2004年 4 月 同大学教授(現任)

別紙3

大株主の状況

2019年3月31日現在

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	6,089	9.70
京三みづほ会	4,117	6.56
京王電鉄株式会社	3,143	5.00
株式会社横浜銀行	3,124	4.97
京三製作従業員持株会	2,817	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,011	3.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,815	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,797	2.86
株式会社三菱UFJ銀行	1,350	2.15
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.60

(注) 1. 持株比率は自己株式(99,464株)を控除して算出しております。

2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から2018年7月3日付で提出された変更報告書により、2018年6月29日現在で同社が2,342,900株(保有割合3.73%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社といたしましては2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

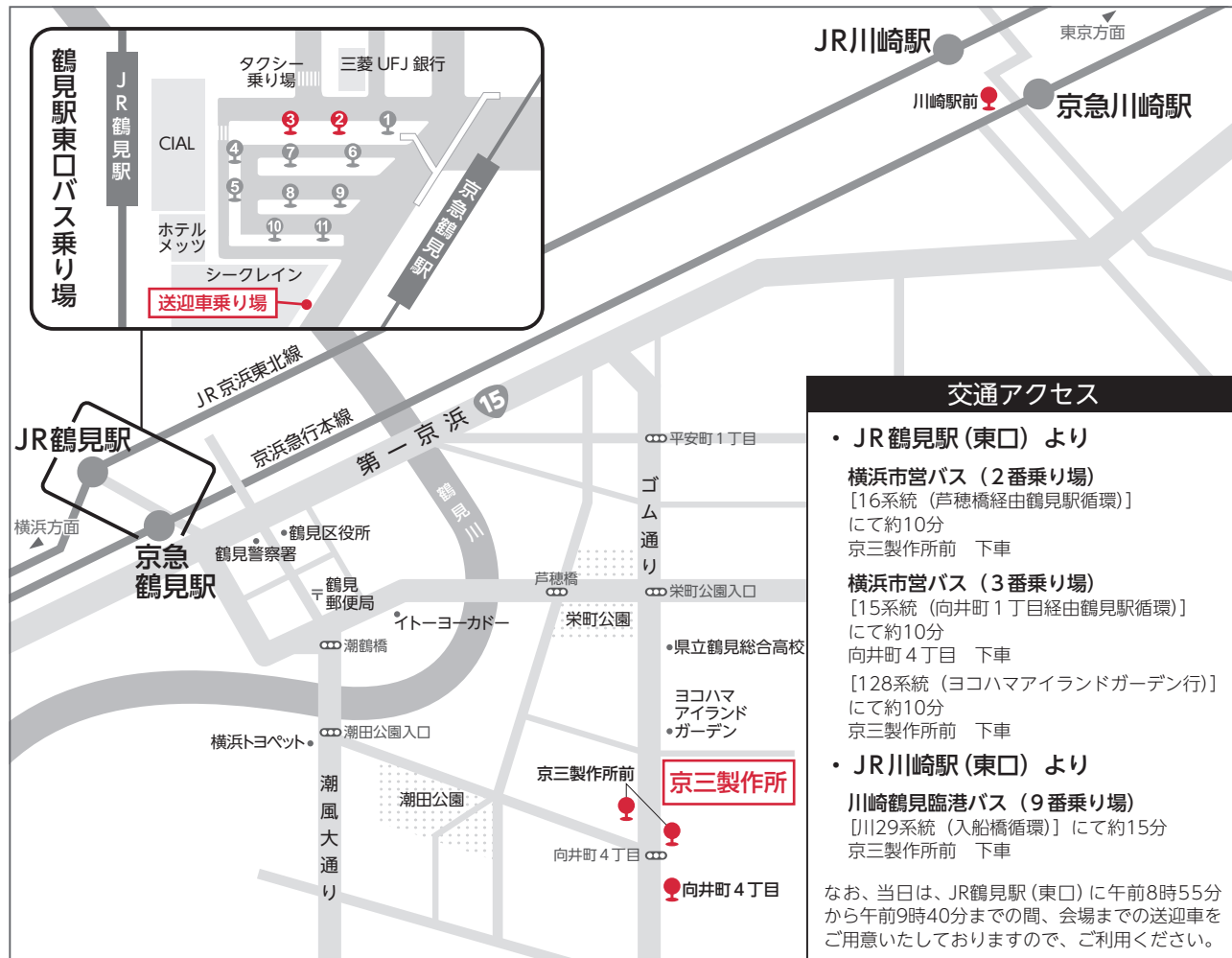
株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 京三製作所 会議室

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
電話 (045) 501-1261 (番号案内)

※受付開始時刻は、**午前9時**を予定しております。



交通アクセス

・ JR 鶴見駅 (東口) より

横浜市営バス (2番乗り場)

[16系統 (芦穂橋経由鶴見駅循環)]
にて約10分
京三製作所前 下車

横浜市営バス (3番乗り場)

[15系統 (向井町1丁目経由鶴見駅循環)]
にて約10分
向井町4丁目 下車
[128系統 (ヨコハマアイランドガーデン行)]
にて約10分
京三製作所前 下車

・ JR 川崎駅 (東口) より

川崎鶴見臨港バス (9番乗り場)

[1129系統 (入船橋循環)] にて約15分
京三製作所前 下車

なお、当日は、JR 鶴見駅 (東口) に午前8時55分から午前9時40分までの間、会場までの送迎車をご用意いたしておりますので、ご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

